

7. 権利擁護等に関する相談

(1) 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者 110 番事業）

障がい者又は家族等関係者からの、障がい者の人権及び権利の養護に関する相談に対応して、必要な助言を行い、内容に応じて専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関の紹介、取り次ぎ等を行います。

○電話相談：月曜～金曜（休祭日及び年末年始を除く）13時～17時

○来所相談：月曜～金曜（休祭日及び年末年始を除く）13時～17時※要予約

上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付けます。

【問い合わせ先】 熊本県身体障害者福祉団体連合会（熊本市中央区南千反畑町3-7）
電話・FAX 096-354-4110

(2) 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度です。熊本市社会福祉協議会とかわす契約書に定めるサービスの内容についての理解と契約の意思が確認できる方が対象となります。

利用に際し、本人と熊本市社会福祉協議会で支援計画を作成し、支援計画に基づいて、生活支援員が支援を行います。

◆対象者

熊本市内で在宅生活されている、判断能力が十分でない軽度の認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方々（ただし、この事業についてある程度理解でき、契約能力のある方）

◆支援サービスの内容

①福祉サービスの利用援助	利用手続きの支援・利用料支払い支援・サービス利用に関する助言等
②日常的な金銭管理サービス	年金や福祉手当の受領に必要な手続き、医療費の支払い手続き、税金や社会保険料、公共料金、日用品の代金の支払い手続き等（日常に関わる金銭管理に範囲が限定されているため、本人の借金返済代行は出来ません。）
③書類等の預かりサービス	大切な書類や印鑑などを安全な場所でお預かりします。

◆相談窓口

熊本市社会福祉協議会

[＜次ページに続く＞](#)

◆利用料

相談から契約までは無料ですが、サービスの開始より下記の金額が必要となります（利用料金は変更になることがあります）。※生活保護受給中の方は無料

②日常生活金銭管理サービス	1回の支援につき1時間まで900円 (以降30分ごとに450円追加)
③書類等の預かりサービス	1ヶ月につき250円

※契約に際しては、ご利用者宅を数回訪問して利用の意思や判断能力を確認した上で、支援計画や契約書を作成し契約を結ぶため、契約にいたるまでに1~2ヶ月程度かかります。

【問い合わせ先】

熊本市社会福祉協議会	中央区事務所	電話 096-288-5081
	東区事務所	電話 096-282-8379
	西区事務所	電話 096-288-5817
	南区事務所	電話 0964-28-7030
	北区事務所	電話 096-272-1141

総合相談センター 権利擁護班 電話 096-288-2742

(3) 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」に区別されます。任意後見制度は、本人があらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、本人の判断能力が不十分になったときに備えるものです。

【問い合わせ先】

熊本家庭裁判所	後見センター	電話 096-206-5091
熊本市社会福祉協議会	総合相談センター	権利擁護班
		電話 096-288-2742
熊本市障がい保健福祉課		電話 096-328-2519

(4) 障がい者差別に関する相談

障がいを理由とした差別をなくすため、平成 28 年 4 月から障害者差別解消法がスタートしました。障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に対し、障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある方への合理的な配慮の提供を求めています。

障がいを理由とする差別や合理的配慮の不提供でお悩みの方は、ご相談ください。

【相談窓口・問い合わせ先】

熊本市障がい保健福祉課、各区役所福祉課 電話 P101～102 参照

熊本市障がい者相談支援センター 電話 P11～12 参照

